

知的財産関連ニュース報道(韓国版)

<2017年1月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

韓国弁理士 金成鎬

1月には、2016年から始まっている「特許侵害訴訟の控訴審と無効審決取消訴訟の特許裁判所による管轄集中」と関連し、韓国での特許侵害訴訟と無効審判と審決取消訴訟の手続きを改善しようとする、韓国司法部の考え方を示す記事と、2017年に変わる知的財産制度に関する韓国特許庁の発表内容に関する記事を扱う。

1月11日付マネートゥデイによると、韓国特許法院は1月9日に大田(テジョン)特許法院中会議室において、特許権など知的財産権に関する訴訟の第1、2審法官懇談会を開き、特許権など知的財産権に関する裁判実務を点検し、事実審裁判の専門性向上のための改善方案として、今後、1審法院が知財権関連の侵害訴訟を進める場合、無効審判関連事項も一緒に審理・判断するようにするなど、知的財産権訴訟において1審法院の専門性を強化するための審理マニュアルも作成・共有すると、10日付で明らかにした。今回の懇談会では、現行の韓国の特許訴訟制度において無効訴訟と侵害訴訟が別個に行われる二元的システムをとっており、米国・日本・ドイツなどの特許先進国には存在しない権利範囲確認審判制度まで置いているという点などが問題として指摘された。また、侵害訴訟が既に提起された場合、同一事案について審判を重複提起することができるため、当事者に過度の訴訟費用を負担させるという点も問題として挙げられた。知的財産権関連の紛争が提起された時、1回の裁判だけでは完全に紛争を解決することは困難であり、無効訴訟・侵害訴訟手

続きの結論が衝突する可能性があり、特許訴訟に対する信頼度を落とすという点も改善課題として指摘された。当該懇談会に参加した裁判官は、知的財産権侵害訴訟の1審を管轄する全国の5つの地裁が特許無効判断にまで一緒に審理するように手順を改善することにした。特許法院の関係者は、「知的財産権無効訴訟は、特許審判院と特許法院を経て、最高裁判所に行く一方、知的財産権に関連する侵害訴訟は、1審で侵害判断をした後、各級高裁を経て、最高裁判所に行く二元化された手順を踏んでいる」とし、「このため、1審裁判所に侵害訴訟が提起された時(他のルートを通じた)無効訴訟が進行しているという理由で審理が遅延される場合が多かった」と述べた。また、当日の懇談会に参加した裁判官は、1審裁判所の専門性強化のために、1審裁判手続の審理マニュアルも制定・公表することにした。続いて、新たに導入された「資料提出命令制度」が実務上定着できるように、積極的な案内と共に訴訟指揮を実施することを約束した。

1月4日付電子新聞によると、韓国特許庁は1月3日、知的財産権の制度改善、出願人の利便増進などを骨子とした「今年変わる知的財産制度・支援施策」を発表し、知財権制度改善および保護強化、中小・中堅企業の知的財産競争力強化、知的財産権関連の税制恵沢拡大、大国民サービス改善などに重点を置いて制度を改善したと説明した。特許出願審査請求期間を出願日から5年より3年以内に短縮し、特許発明の権利を早急に確定することができるよう

にした。不良特許予防のために、3月からは、誰でも特許権の設定登録日から登録公告後6ヶ月以内に特許取消の申立をすることができるように改善した。中小・中堅企業の知的財産の競争力も強化し、輸出の増加の可能性が高い中小企業をグローバル知的財産企業として選定し、企業の需要を考慮したカスタマイズ・サポートも行う。知的財産権関連の税制優遇措置も拡大して、中小企業が特許などの外部

の技術を取得した場合、技術の取得費用に対する税額控除を7%から10%に増やした。特許登録補償金に制限されていた職務発明補償金の非課税適用対象を、出願、登録、実施補償金などに拡大した。出願人が韓国特許庁の電子出願システムを利用の際、別途のソフトウェアをインストールしなくても、ハンゲル(HWP)やMS Wordで作成した明細書も3月からインターネットで出願が可能になる。

「2017年に変わる知的財産制度」－知的財産権制度の改善と保護を強化

特許審査請求期間の短縮	特許審査請求期間を特許出願日から3年に短縮 (*現行は、特許出願日から5年)	17年3月予定
特許取消申請制度施行	誰でも特許権の設定登録日から登録公告後6ヶ月以内に特許取消の申請が可能	17年3月施行
新規性喪失の例外主張期間と時期を拡大(意匠法)	新規性喪失の例外の主張期間を意匠が公知された日から12ヶ月以内に変更し、例外の主張時期も登録決定までに可能とする (*現行は、期間は公知となった日から6か月、時期は意見提出通知に対する意見提出まで)	17年9月予定
無効審判において訂正請求の取下げ時期を調整	無効審判の際、訂正請求の取下げは、訂正請求可能期間+1ヶ月または訂正不認定の通知に対する意見書提出期間のみ可能なように改善 (*従来は、いつでも訂正請求取下げ可能)	17年3月施行
訴訟当事者の手続中止申請の規定の施行	裁判所の裁判中に、訴訟と関連する審判が係属している場合、当事者は、訴訟手続の中止の申請が可能 (*従来は、裁判所が職権で、訴訟手続の中止が可能)	17年3月施行
意匠盗用関連刑事処罰規定の導入	同一の複製レベルの形態模倣(Dead Copy)行為に対して刑事罰規定を導入	17年7月予定
営業秘密侵害の民/刑事上の責任を強化	営業秘密の実効的保護のために罰金の上限額を増額し、営業秘密返還要求拒否などを処罰の対象に含む	17年7月予定
商標法違反の罰金刑を強化	商標法罰則規定の偽証罪、虚偽表示の罪、虚偽行為の罪の罰金強化	17年9月予定

<韓国特許庁、2017年1月3日発表、「2017年に変わる知識財産制度」より>

《訴訟関係》

- ▲1月13日、業界によると、韓国の家電メーカーである(株)萬都(マンド)は1月9日、世界最大の自動車部品メーカーであるドイツのボッシュが提起した特許侵害訴訟に対する答弁書を、米国裁判所に提出した。(13日 連合)
- ▲スマートフォンのロック画面をめぐる、韓国の企業である「バズビル(buzzvil)」とイエロモバイル傘下の「クチャ(COOCHA)」は、昨年からのスマートフォンのロック画面を利用した広告露出特許と関連し、特許審判院・特許法院とソウル中央地検などにおいて紛争を進めている最中である。(17日 電子)
- ▲1月18日、韓国の業界によると、特許法院は去る13日、現代重工業と三星重工業が提起した2件の大宇造船海洋の「LNG運搬船部分再液化技術」に関する特許無効審決取消訴訟において、「大宇造船海洋が有するLNG運搬船部分再液化技術は、既存技術と相違点がない」とし、特許無効の判決を下した。(9日 電子)
- ▲ロイター通信によると、米国際貿易委員会(ITC)は、2016年12月、ジラプス(ZiiLabs)が請求したグラフィックプロセッサとDDRメモリコントローラの特許侵害調査請求において、韓国のLG電子など7社に対する特許侵害調査を受け入れたと18日(現地時間)報道した。(20日 電子)
- ▲1月26日、業界によると、韓国の大宇造船海洋は、LNG再液化技術であるPartial Re-liquefaction System関連の特許2件に対する特許法院の無効判決を不服として、24日、大法院に上告したことが分かった。(26日 連合)

《立 法》

- ▲韓国特許法院は1月9日に大田(テジョン)特許法院中会議室において、特許権など知的財産権に関する訴訟の第1、2審法官懇談会を開き、特許権など知的財産権に関する裁判実務を点検し、事実審裁判の専門性向上のための改善案として、今後、1審法院が知財権関連の侵害訴訟を進める場合、無効審判関連事項も一緒に審理・判断するようにするなど、知的財産権訴訟において1審法院の専門性を強化するための審理マニュアルも作成・共有すると、10日付で明らかにした。(11日 マネ)

《行 政》

- ▲韓国特許庁は1月2日、韓国全国の成長潜在力がある中小企業を対象とする知的財産(IP)基盤の強小企業育成のため支援事業で、「グローバルIP企業育成」および「中小企業IP経営支援団」の2つの細部事業から構成される2017年「知的財産創出支援」事業を公告した。(2日 マネ)
- ▲韓国特許庁は1月3日、知的財産権の制度改善、出願人の利便増進などを骨子とした「今年変わる知的財産制度・支援施策」を発表し、知財権制度改善および保護強化、中小・中堅企業の知的財産競争力強化、知的財産権関連の税制恵沢拡大、大国民サービス改善などに重点を置いて制度を改善したと説明した。(4日 電子)
- ▲韓国特許庁は、IPビッグデータ分析による中小・中堅企業をサポートする「2017年、IP-R&D戦略支援」事業推進計画を施行すると、9日明らかにした。同計画によると、2017年の予算は、前年比9%増の177億ウォンで、課題数も昨年より25個増えた228個である。(10日 電子)
- ▲1月10日、韓国特許庁によると、2010年から始まった企業・機関等の保有技術と関連した国際標準および特許を分析して標準特許を確保できる戦略樹立を支援することを骨子とする標準特許創出支援事業において、今年から3つの類型に区分して、標準特許創出支援事業を推進する。(11日 ニュ)
- ▲11日、韓国特許庁と関税庁によると、韓国企業が中国税関に商標等の知財権を新たに登録した件数は、

去る2014年39件から2015年112件、2016年192件と急増する勢いを見せている。(12日 ア経)

▲韓国特許庁は、全世界12箇所に設置された海外知識財産センター(IP-DESK)を通じて、知財権相談および商標出願費用と税関知財権登録費用、現地侵害調査などを支援するために、今年183億ウォンの予算を投入したと17日明らかにした。(18日 ファ)

▲韓国特許庁は、大学・公共研究機関が、付加価値が高い核心・基礎特許を確保できるように、「2017年政府研究開発(R&D)優秀特許創出支援事業」を確定し施行すると1月18日明らかにした。(19日 ソ経)

▲韓国経済研究院は24日、「主要国の特許ボックス制度導入の効果と示唆点」報告書において、「2011～2015年欧州連合(EU)加盟国のうち、特許ボックス制度導入国の外国人直接投資の年平均増加率が10.8%であるのに反し、未加盟国は-8.0%と示された」と明らかにした。(25日 中央)

▲韓国特許庁は今年の主要業務推進を介して、特許需要者から信頼される審査・審判サービスを提供することに注力すると1月25日明らかにした。昨年の特許審査・審判者の一人が年間処理した審査件数は217件であり、日本164件、米国73件、欧州57件など、世界各国の1人当たりの特許審査処理件数と比較して最大4倍近く多いが、今年200件、来年190件など段階的に追加削減していく。(25日 ア経)

▲1月26日、韓国特許庁によると、人工知能など4次産業の重要分野で高付加価値特許を創出するために、IP-R&D連携戦略支援を強化する計画である。(26日 ファ)

▲韓国特許庁は1月30日、「2016年知的財産活動の実態調査」の結果、国内企業の職務発明補償制度の導入率が、2015年55.6%から2016年60.2%に増加したと明らかにした。(31日 毎経)

《その他》

▲韓国食品医薬品安全省とソウル大学産学協力団は1月4日、「医薬品許可特許連携制度の影響評価」最終報告書で、医薬品許可特許連携制度の施行で、実際の販売禁止期間は1.4ヶ月であり、これにより薬品費とオリジナル製薬会社の売上は増加した半面、ジェネリック製薬会社の売上は減少したとの内容の研究結果を出した。(4日 医学)

▲1月10日、米国特許調査会社であるIFIによると、サムスン電子は2016年に米国で5,518件の特許を取得し、マイクロソフト(MS)とグーグルなどグローバル企業を抜いて、米国で特許取得件数が多い企業2位を占めた。(10日 連合)

▲韓国特許業界によると、現在韓国の特許出願費用は、企業が100万～150万ウォン、大学・公共研究機関が80万～100万ウォンの線である。サムスン電子など電気電子分野の五大企業と製薬メーカーの一部を除けば、大部分がこの範囲に該当する。国内市場占有率が圧倒的な大企業の一社は、受任料を50万ウォンに押さえていたことが分かった。(18日 電子)

▲韓国電子通信研究院(ETRI)が、去る2016年の一年間、国際標準特許109件を確保し、累積国際標準特許が690件を超えたと19日明らかにした。(20日 電子)

※媒体の正式名称(発行社)

朝鮮：朝鮮日報(朝鮮日報社)、中央：中央日報(中央日報社)、京郷：京郷新聞(京郷新聞社)、ハン：ハンギョレ新聞(ハンギョレ新聞社)、国民：国民日報(国民日報社)、韓国：韓国日報(韓国日報社)、世界：世界日報(世界日報社)、毎経：毎日経済新聞(毎日経済新聞社)、韓経：韓国経済新聞(韓国経済新聞社)、ア経：アジア経済新聞(アジア・メディア・グループ)、ソ経：ソウル経済新聞(ソウル経済新聞社)、電子：電子新聞(電子新聞社)、ファ：ファイナンシャルニュース(ファイナンシャルニュース新聞社)、マネ：マネートゥデイ(マネートゥデイ社)、デジ：デジタルタイムス(文化日報社)、連合：連合ニュース(連合ニュース社)、デイ：デイリーパム(デイリーパム社) アジ：アジアトゥデイ(アジアトゥデイ社)、ニュ：ニューシス(ニューシス社)、医学：医学新聞(医学新聞社)